

森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたので、同法第7条第1項の規定に基づき次のとおり公告します。

令和6年11月14日

京都市長 松井孝治

1 経営管理権集積計画の対象森林

No.	所在	面積	備考
1	右京区梅ヶ畑御経坂町35-1 地内	1.72ha	京都集計 R6-7
	右京区梅ヶ畑御経坂町35-2 地内	0.28ha	
2	右京区梅ヶ畑御経坂町35-3 地内	0.16ha	京都集計 R6-8

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所内（本庁舎B1階）

産業観光局農林振興室林業振興課

3 縦覧期間

令和6年11月14日から令和12年3月31日まで

4 権利の設定

本公告により、京都市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定されます。

(産業観光局農林振興室林業振興課)